

小値賀町議会第三回定例会
(第十日目)

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	財 政 課 長	住 民 課 長	産 業 振 興 課 長	建 設 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	保 育 所 長	代 表 監 査 委 員
山 田	三 浦	神 川	巖 充	大 黒	西 村	谷 良	筒 井	中 村	吉 元	平 野	西 浩	松 永	井 上
憲 道	清 敏	充 也	泰 三	久 一	良 敏	英 敏	章 敏	信 章	之 信	久 之	浩 三	永 誠	喜 隆

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

松 升

永 水

清 裕

美 司

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十七年九月二十九日（木曜日）

午前十時零分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（立石隆教議員・黒崎政美議員）
- 第二 報告第一〇号 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第三 発議第一三号 総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第四 発議第一四号 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査（審査）について
- 第五 発議第一五号 議会運営委員会の閉会中の継続調査（審査）について

追 加 議 事 日 程

第六 報告第一一号 決算特別委員会報告

午前十時零分開議

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、十番・立石隆教議員、十一番・黒崎政美議員を指名します。

おはかりします。

ただいま、決算特別委員会委員長から、報告第一一号、決算特別委員会報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第六として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、報告第一一号、決算特別委員会報告についてを日程に追加し、追加日程第六として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

—	休	—
—	憩	—
—	—	—
—	再	—
—	開	—
—	—	—
—	午	—
—	前	—
—	—	—
—	十	—
—	時	—
—	—	—
—	三	—
—	分	—
—	—	—
—	—	—

議長（近藤一輝） 再開します。

追加日程第六、報告第一一〇号、決算特別委員会報告を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 本件について委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長(横山弘藏) 決算特別委員会審査報告を行います。

委員会を開いた年月日及び場所。平成十七年九月二十六日・九月二十七日。小値賀町役場三階第一会議室。

出席した委員の氏名。記載のとおりであります。

欠席した委員の氏名。なし。

出席した委員外議員の氏名。記載のとおり。

説明のため出席した者。記載のとおり。

職務のため出席した者。記載のとおりであります。

付託を受けた事件の件名。認定第一号、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について。

会議に付した事件の件名。前項に同じ。

審議の経過及び結果。本委員会に付託を受けた認定第一号については、九月二十六日から九月二十七日までの二日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑を重ね、慎重に審査した結果、認定第一号については、異議なく、これを認定すべきものと決しました。

主な質疑、委員からの意見、執行部からの説明は次のとおりであります。

町税や国民健康保険税の収入未済額が年々増加している。このまま滞納を放置しておく、新たな滞納を誘発しかねないので、将来を考えれば、滞納を防止するため、督促状を発行して法的手続きが必要ではないかとの質疑に対し、町税については、町内の滞納者は平成十七年度も納付されている。町外者については、不納欠損が生じないよう必ず督促状を送付している。県下及び北松の市町村の状況を見ると、滞納分については差し押さえをしているところがかかりある。毎年同じ人が滞納している状況であるので、今後協議して対処したいとの答弁がありました。

住宅使用料で六十四万四千九百円の収入未済となっているが、滞納期間はどれくらいかとの質疑に対し、約十二名分の未

納額であり、漁業者の水揚げ不振と魚価の低下によるものが原因と考えられる。平成十七年度に半額程度の納入があつており、滞納期間最長で十ヶ月であるとの答弁でした。

小値賀港ターミナルビル使用料が昨年と比べ増加しているが、これはターミナルが新しくなったことで収入増と考えられるが、旧ターミナルの利用について貸す努力が必要と思うが、どのような努力がされたのか。また、保健衛生使用料の改葬料が増加しているが、墓所を島外に移転するということが危惧するが何件ぐらいの改葬があつたのか。また、野崎学塾村の使用料が減収となっているが、その原因は何かとの質疑に対し、旧ターミナルの使用は四月から八月であり、単価が一平方メートル当り三百十円で十六万七千円である。新ターミナルが九月から三月分で一平方メートル当り六百三十円徴収している。その他、自然学校、美咲海送の新規借り入れで七十八万九千三百円の収入となっている。

旧ターミナルの利用については、漁業者の作業場、塩づくりの最終工程の作業場、電化製品の廃品の一時ストック場として、面積に応じて使用料を徴収している状況である。

墓所の改葬件数として、平成十五年度五件（町内者二件、町外者三件）平成十六年度六件（町外者六件）である。

自然学塾村の利用者の減少については、台風の影響で多くのキャンセルがあり、天候に大きく左右された。今後は各種イベント等の開催に力を入れようと考えている。また、自然学校の方でも積極的に取り組んでおり、平成十九年度にはJTBの方で修学旅行の予約がすでに入っている状況であるとの答弁でした。

小値賀空港において、国から航空気象観測業務委託金が入っているが、定期航空路線が廃止になった場合はどうなるのか。引き続き業務委託があつたとしたら、どのくらいの期間と考えているのかとの質疑に対し、空港が閉鎖されても気象観測業務はすぐには無くならないと考える。しかしながら、それがどのくらいの長い期間続くかは不透明であるが、一、二年程度は残ると考えているとの答弁がありました。

財産貸付収入でセミナーハウスの貸付収入として三十五万円出ているが、ウエスレヤン大学に旧畑総事業宿舍を貸し出しているが、その利用状況と稼動状況、利用されていない時は別の利用がされているのか。セミナーハウスとして町が管理し、必要な時に貸すということであれば、他の学校にも貸すことができ、稼動率が上がり収入も増えるのではないか。空いている期間が相当あるが、検討してはどうかとの質疑に対し、平成十六年六月から、月三万五千円で賃貸契約を結んでいる。昨年は初年度ということもあつて年間五回、多い時で二十名、一週間程度の利用実績である。賃貸契約を結んでいるので他者

の利用は出来ない状況であるとの答弁でした。

平成十八年三月で警察の前方駐在所が廃止になるが、警察の方では原則取り壊しの方針であるが、建物も古くないので町に譲ってもらって有効に利用する考えはないのかとの質疑に対し、譲渡については上五島警察署の方に申し入れている。リフォームして町有住宅として利用したいと考えているとの答弁がありました。

イントラネットの増設事業の内容と、この事業の進捗状況及び効果はどうかとの質疑に対し、小値賀港ターミナル新設に伴う増設分である。現在、役場、公共施設、各地区公民館等十八箇所を設置している。離島については光ケーブルが通っていないので無線で対応している状況で、今後離島をどうするか考えていきたい。効果については庁舎内をランで結んでおり、ペーパーレス化が図られていると共に大量の情報を容易に収集できているとの答弁がありました。

答弁に対して、この事業の最大の目的は住民サービスであり、行政の情報を町民に広く提供することであって、庁舎内だけの問題ではないのかとの再質疑があり、各地区公民館に設置している分で情報はキャッチできる。各世帯に普及させるには個人負担が伴うので、現在のところ足踏み状態であるとの答弁でした。

職員の時間外手当について、十五年度四百四十一万九千四百四十一円、十六年度五百六万八千七百九十二円に増加しているが努力の結果なのか。限られた財政の中でやりくりしなければならぬ状況にある時である。どうしても時間外をしなければならぬ場合もあることは承知している。振替休日を有効に利用して、人件費の抑制に努める必要があるのではないのかとの質疑に対し、予算計上する場合、給料の一〇％を限度として計上し、超過分については年度末に個人差を調整し、支給しているとの答弁でした。

地域福祉センター管理委託料について、前年度三百九十四万円に対し、二百七十五万九千円と減額になっている理由はとの質疑に対し、委託料の算定は、電気料、水道料、下水道料、電気、消防施設・空調設備の施設点検料を住民課、図書館、社協の三者で按分していたが、平成十二年度から介護保険制度が始まっていることで、町支出分が多いのではないかということ、平成十六年度に見直しを行った結果、社協分が増えたという答弁でした。

水産業振興費で、イカ産卵床を乙子島、赤浜に設置して甲イカの産卵実績があったとのことだが、今後も継続していくのか。また、あわび種苗センターの稚貝の放流状況と追跡調査は実施しているのかとの質疑に対し、イカの産卵場であるアマモがほとんど消失している状況であり、これを補完するためにも今後とも継続していく。あわびの放流場所として浜津と唐

見崎の地先に放流し、地区の協力を得て禁漁区にしている。追跡調査については、潜水により目視で調査確認しているとの答弁でした。

松くい虫空中防除事業で二回から一回にすることで費用の削減がなされているが、その効果はどうかという質疑に対し、防除薬剤をスミパイン乳剤を使用したのが、環境面の配慮と二回目か梅雨時期にかかり、効果的な防除が出来なかったことを踏まえ、各自治体とも二回から一回散布に移行している状況である。他の市町村の情報では、効果は変わらないということ、平成十六年度から本町も一回散布に切り替えた。その結果、三百五十万円程度の経費節減となっているとの答弁でした。

商工費で、おちか観光宣伝ビデオ製作を二百三十万円をかけてりつばなビデオが出来ているが、これをどう有効に使うのか。費用対効果の面で積極的な活用方法をどのように考えているのか。小値賀港ターミナルで見せているだけでは効果が薄いと思うがどうかとの質疑に対し、積極的な利用として旅行業者に送付している。町内外の方からもダビングして欲しいとの申し出もあり、送っている状況である。今後、ながさき島の自然学校と連携して町外へ積極的に小値賀を売り込みたいと考えているとの答弁がありました。

その他、予算執行上の問題点として、随所に増額補正を上回る不用額が出ており、今後、今以上に予算の組み方、執行の仕方について検討されることを望むものであります。

今後益々厳しい財政運営を強いられ、自律する本町にとつては生き残りをかけた行財政改革を断行しなければなりません。全国各地で市町村合併が推進される中、自律を選択した小さな自治体では今までにない創意工夫がなされています。その新しいしたたかな生命力がこれからの日本には必要であります。それには、職員一人一人が意識を変え、予算編成、執行にあたっていただきたい。

今回、二日間の決算特別委員会を開催しましたが、執行済みのものとして特別委員会の必要性を疑問視されたことだと推測しますが、執行済みの事務・事業を見直し、その効果はどうであったか、改善する点はなかったかを十分検証し、次年度以降の予算で反映させることは大変重要であります。

今回の委員会の審査を通して、各所に行財政改革の努力が見られ敬意を表するところでありますが、今後とも、生き残りをかけたなお一層の行財政改革を望みます。

なお、保留された少数意見はありませんでした。

右のとおり、報告いたします。

議長（近藤一輝） これでは報告を終わります。

おはかりします。

本件は、質疑・討論を省略し、ただちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、ただちに採決します。

これから、認定第一号、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この表決は、起立によって行います。

委員長報告は、『認定』です。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（近藤一輝） 起立全員です。

したがって、認定第一号、平成十六年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定されました。

以上をもちまして決算認定は終了いたしましたので、決算特別委員会は、廃止することにいたします。

井上・伊藤両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦勞様でございました。

日程第二、報告第一〇号、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長（立石隆教） 総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会の六月定例会以降、閉会中の活動報告ですが、最初に立てた年間の計画をもとに、六月定例会以降七回の委員会を開催し、重要な課題、緊急な課題、検討すべき課題に取り組みました。

まず、総務課関係では、①町広報の発行について、②インターネットを利用した情報の提供について、③町営有料駐車場の利用者の実態把握と使用方法による料金設定の見直しについて調査し、協議いたしました。

町広報の発行については、従来のおちか官報との関係や議会便りと広報のあり方などをテーマとして、おちか官報の果たした役割の総括や広報の新しい編集体制などについて調査協議し、情報提供の重要性、なかならず広報の果たす役割の大切さを認識した紙面作りを編集委員には期待したところです。

インターネットを利用した情報の提供については、実際にパソコンを操作し、インターネットを体験し、他の自治体のホームページなどを参考にし、行政情報の提供の仕方や議会の情報提供の範囲や内容について調査をしました。今後更に、行政や議会の情報の提供の仕方を工夫し、時代の要請に十分に対応していく必要性を感じたところです。

町営有料駐車場の利用者の実態把握と使用方法による料金設定の見直しについては、当初の現地視察の折、契約車の台数と実際の利用状況に差異が生じていないのか、恒常的な日中の使用については、別枠の料金設定が必要ではないのかとの指摘に対しての調査内容の報告と、それを受けて今後のあり方について検討をいたしました。調査の結果、契約をしないで常習的に使用している事実は把握できなかったこと、日中の恒常的な使用、或いは長時間の使用については、これを厳密にチェックするには駐車場の係員が必要であり、専属の係員を配置すれば、むしろ経費の方が大きくなると考えられることから、徹底は難しいとの回答を得ました。利用者間で不平等が生じないように、今後も駐車場の利用状況や料金については十分に配慮するよう指摘したところです。

続いて住民課関係ですが、小値賀町の財政的観点から、①国民健康保険税の仕組みと税制度の手順と考え方の把握について、②介護保険の仕組みについて実状を調査研究いたしました。

国民健康保険税の算定に関しては、本町の住民の一年間の医療費総額（見込額）が基準となり、個人が病院で支払うお金と国などからの補助金分を差し引き、残りをその町の保険税で賄うという仕組みになっており、その保険税は所得割・均等割・平等割の金額を、毎年医療費の伸びを見ながら見直し、決定することの現状の確認をしました。医療費全体が下がれば当然保険税も下がることになりますが、医療費の伸びが高ければ、住民の保険税も上がることになる仕組みとなっており、単純に高齢者が増えることが問題だとして捉えるのではなく、いかに健康な町民を増やしていくか、病気の早期発見などで医療費負担を少なくしていく努力を如何にしていくかが重要なポイントであることを認識しました。国保会計の国庫からの

負担金、補助金の率が依然不透明な部分や、交付税措置化など一般財源化する部分が増えてきている方向にあることなどから、今後国の動向を探りながら、さらに国保事業については十分注視していく必要があるとの認識で一致したところです。

介護保険制度に関しては、二号被保険者についての保険料は全国でプール計算を行い算定するので、小値賀町だけの介護給付費の増減で保険料が影響されるものではないのですが、一号被保険者については、その町で利用される介護サービスの総額の一八％の金額を、六十五歳以上の高齢者で割って基準額を決定し、その基準額を中心に五段階に保険料の設定をしているもので、その町で利用する介護サービスが高額化すればするほど、一号被保険者の保険料は上がるといいう仕組みになっています。また、本年は介護保険の見直しの年でもあり、介護予防に重点を置いた事業内容に方針を転換する方向性が示されています。ことなど、大幅な改革が行われようとしていることから、本町もこの問題から目が離せない状況にあると認識しております。本委員会は今後もこの問題を取り上げていきたいと思っております。その他住民課関係では、たんぼぼ荘の今後の運営について、社会福祉協議会の仕組みや運営について、或いは養寿園の運営について調査をしております。

診療所に関しては、①診療所建て替え構想について、②診療所経営に関する改革について、③看護師の仕事環境の改善問題について調査、審査いたしました。診療所建て替え構想については、現在の施設がかなり痛んでおり、大規模改修の必要が出てきたこと、特に空調施設の修理が急がれることなどから、ここで高額の費用をつぎ込んで抜本的な改修を行うのか、将来的に診療所を建て替える構想があるのであれば、応急処置的な修理及び一部の修理程度に抑えた内容になるように予算化するべきではないかという観点から協議を行いました。診療所建て替えについては、まだ現在の診療所建設費の返済が終了していないこともあり、すぐに具体化する問題ではないこと、空調施設の修理は全体的に近々行う方向で準備をしていることなどが報告されました。診療所の建て替えについては長期的には考える必要があり、その場所の選定や内容について十分な総合的な検討を時間をかけて行う必要であることを指摘いたしました。診療所経営に関する改革や、看護師の仕事環境の改善問題については、具体的な問題を提示して、より良い町民に安心して利用していただく診療所になるよう意見の交換を行ったところです。

続いて、教育委員会に関してですが、①小中学校運営と施設の把握、②学校施設の老朽化、③離島留学制度について、④町営施設利用料金の見直しについてを議題とし、調査及び協議をいたしました。

小中学校運営と施設の把握については、各学校に出向き学校施設の状況を視察し、各学校長から現状の説明と要望等を行いました。この折、各学校とも立派な資料を策出し、対応していただいたことを申し添えておきます。学校施設の老朽化の問題については、小中高一貫校を前提とした取り組みが小値賀町の教育界を中心に行われており、校舎の統合など、今後の課題として出てくるであろうことから、それらを総合的に勘案して判断していく必要があることなどの意見を交換しました。離島留学制度については、県の教育委員会において本委員会が調査してきた内容を基に、北松西高の生徒数を確保するための一つの手段として有効であるとの判断から、県に要望することや、地元の受け入れ態勢の準備など、一貫校への移行と期を同じくして実施できないかなどについて協議いたしました。今後も検討課題の一つだと思っております。

町営施設の利用料金の見直しについては、施設の利用状況や利用内容に関連して、利用者に偏りがあること、利用者の人数にあった施設利用や利用状況が効率的でない場合もあること、費用対効果の観点から適正な利用料金を見直す必要があるのではないかとの指摘を行い、利用経費の計算や利用状況と行政評価などの観点から調査するよう要請したところです。

財政課及び総務課関係で、行政評価と財政改革に取り組む手法について研究会を実施いたしました。財政改革の手法についてですが、これからの自治体は、行政の経営、市町村の経営という考え方が重要になってくるといわれており、その方法についても検討されています。財政改革を断行するには、本町の財政全体が、経営状況が見えるような会計システムが必要になります。現在の自治体会計では単年度の収支しか把握が出来ないことから、総合的な経営判断が出来にくいので、企業的な会計システムを自治体にあつた形で導入するという取り組みが多く自治体でなされてきております。それは、現在の現金主義会計に対する発生主義会計であり、決算におけるバランスシートづくりであります。特にバランスシートづくりは現在ではかなりの自治体に取り組んでおり、総務省もそのひな形を提示して導入を考える自治体に示しております。これにより、現在保有している町の資産はどれくらいなのか、負債はどれくらいなのか、そして、その状況は他の類似団体と比べてどこがどう違うのかなどが簡単に判断できるようになるわけです。また、これらの資料を住民に情報提供することによって、住民参加の町づくりへもつながると思われれます。また、発生主義会計によれば、減価償却や退職金などの引当金が計上され、有形固定資産の耐用年数などの把握や、いずれ発生する特別な支出に対する準備金などの把握ができますし、行政コストの計算書も併せて分析すれば、町行財政全体の問題点と真の現状が把握できることとなります。決算の時の総合的な判断に、予算の編成時においての重要な資料になると思われれます。執行部の取り組みに期待するところです。

行政評価についてですが、行政評価は現在の事業をより効果的に効率的に行うためにその成果を客観的に図る道具であり、その成果を基に問題点や課題を抽出し、次年度以降の事業の方向性を検討し、次の政策に生かしていくための資料となるものであります。地域の自立には行政運営の転換が欠かせないことから、行政評価を導入検討する自治体が増えてきているようです。その背景に、行政改革や財政事情などがあるのですが、これが取り入れられる具体的な理由は、次の三つの要因に集約されるようです。①職員の意識改革、②職員の政策形成能力の向上、③説明責任であります。近隣の自治体では佐世保市がこれに取り組んでおり、本委員会も資料をもとに佐世保市の具体的な取り組みを研究いたしました。佐世保市は行政評価推進室を新たに設置し、「ステップアップ事業」として行政評価を本格的に事業や政策の見直しに生かす取り組みを始めております。事業の有効性、成果の達成度、活動状況はどうだったかを点数化して、「A・B・C・D」の四ランクで評価し、Aランク以外はその見直しや内容の検討を行い、次年度以降Aランクになるよう各部署で努力するという仕組みです。しかし、評価の客観性、評価事務の複雑さなどの問題点や課題も多く、その自治体にあった行政評価のあり方をそれぞれが工夫していく必要性があるようです。定着するには時間がかかるものと思われませんが、自立の道を選択した小値賀町です。例え煩雑なことであっても、前例のないことであっても、チャレンジする意欲は必要なことだと思えます。執行部においても検討することを期待しているところです。本委員会では今後も引き続き自立する自治体を目指して、取り入れるべき手法や考え方を調査研究していくつもりです。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（近藤一輝） これで報告を終わります。

日程第三、発議第一三三号、総務文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査（審査） についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によつて、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第四、発議第一四号、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

産業建設常任委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

日程第五、発議第一五号、議会運営委員会の閉会中の継続調査・審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第七十五条の規定によって、お手元に配りました委員会の特定事件調査事項について閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

おはかりします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十七年小値賀町議会第三回定例会を閉会します。

午前 十時三十八分 閉会